

栃木市熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領

第1 趣旨

この要領は、近年の夏季における猛暑日等の気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費について、現場管理費の補正の試行に関する必要な事項を定めるものとする。

第2 対象工事

対象となる工事は、主たる工種が屋外作業である工事とする。ただし、機械設備工事及び営繕積算基準により発注する工事は対象外とする。

なお、電気通信設備工事等においては、主たる工種が屋内作業の場合であっても、空調設備等がなく室内環境が屋外と同等と認められる場合は対象とすることができる。

第3 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 真夏日 日最高気温が30度(°C)以上の日又は暑さ指数(WBGT)が25度(°C)以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度(°C)以上の日又は暑さ指数(WBGT)が25度(°C)以上の日をいう。
- (2) 工事着手日 工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。
- (3) 現場完成日 現場において、全ての作業(後片付けを含む。)が完了した日をいう。
- (4) 工事完成日 工期の終期日をいう。
- (5) 工期 工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、猛暑日休暇として見込んだ期間、工場製作のみを実施している期間及び工事全体を一時中止している期間は除く。
- (6) 算定期間 工事着手日から現場完成日までの期間をいう。ただし、工期末が夏季に設定されている工事については、契約変更手続きに要する期間等を踏まえ受発注者協議により定める期間とする。
- (7) 真夏日率 次の式により算出された率(小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。)をいう。

$$\boxed{\text{真夏日率} = \text{算定期間中の真夏日} \div \text{工期}}$$

第4 計測及び真夏日率の算出方法等

1 真夏日の計測方法

- (1) 次のいずれかに該当する日(休工日(不稼働日)を除く。)を真夏日として計上する。

なお、受注者は、算定期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法について、書面に明記し、発注者に提出するものとする。

ア 施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の日最高気温が30度(°C)以上の日。

(参照：気象庁HP / 各種データ・資料 / 過去の気象データ検索)

イ 施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)が25度(°C)以上の日。

(参照：環境省HP / 熱中症予防情報サイト)

ウ 夜間工事にあつては、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所における作業時間帯の最高気温が30度(°C)以上の日又は施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)が25度(°C)以上の日。

(2) 観測所の選定については、施工現場から最寄りを基本とするが、観測条件等を考慮し、受発注者協議により決定するものとする。(参照：別表第1)

(3) 受注者は、真夏日の計測結果および稼働日を示す資料を発注者に提出するものとする。

(4) 受注者は、(1)に掲げる真夏日の計上が困難な場合は、発注者と協議することとする。

2 真夏日率の算出方法

第4の1の計測方法により真夏日を計上し、真夏日率を算出するものとする。

第5 積算方法

(1) 補正方法

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。

なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\text{補正値(\%)} (\ast 1) = \text{真夏日率} \times 1.2 (\text{真夏日補正係数})$$

(2) 現場管理費

$$\text{現場管理費} = \text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}(\ast 2)) + \text{補正値})$$

※1 小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※2 土木工事積算基準書における地域補正の補正係数とする。

(3) 変更設計

現場管理費補正の変更設計は、受発注者協議の上、行うことができるものとする。

第6 運用

(1) 工事を発注する際は、特記仕様書に記載するものとする。

- (2) 施工箇所点在型工事については、点在する箇所毎に補正を行うことができるものとする。

第7 その他

この要領に定めのない事項については、受発注者協議の上、定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年6月10日から実施し、令和7年4月1日以降に締結した契約（この要領の実施日以前に完成通知書が提出された工事を除く。）に適用する。

別表第1（第4関係）

熱中症対策に資する現場管理費補正に用いる栃木市近傍の観測所一覧

観測所名（気象庁）	所在地	備考
鹿 沼	鹿沼市見野	
小 山	小山市出井	
佐 野	佐野市田沼町	